

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第10回）要点記録

平成17年4月23日（土）

於：旭町南地区区民館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と、「向山保育園」は「向山」と、「石神井町つつじ保育園」は「つつじ」と表記する。

司会 第10回協議会を始める。

（双方自己紹介）

司会 では、内容に入る。最初に保護者から前回の合意事項の確認をしたいということなので、よろしく願います。

保護者 前回の合意事項として、1点目、選定委員による光八の現地視察、これを日程に織り込む。2点目、園長候補者との面接については事業者の最終決定前までに実施をすること。3点目、運營業務委託事業者選定委員会設置要綱の第5条3に現在うたっていないが、合議による議決を基本とする、という部分を選定委員に確認してもらい、これについては運用の中で反映をしていく。4点目、選定審査について一律の選定基準表の結果だけによらず、選定委員との議論を踏まえ審査方法、審査基準を決定する。そういう形で落ちついたが、その後、保護者側から修正案を出して、ここについては審査方法、それから審査基準については一律に審査基準表の結果によらず、実地調査時の評価ポイント、園長候補者のヒアリングなどの評部分を含め、選定委員会の中で議論し、決定する。こういう形はいかがかということで、区に提出しているが、この部分について、区側の見解をまだ聞いていないので、前回の合意1、2、3の部分と合わせてどうかというところを聞きたい。

課長 先週、メールをいただいて、協議会検討事項記録の中にそれを入れ込んで、合意事項ということで、送付しているが、これでよろしければと思っている。合意事項の1、2、3はそのとおりで結構だ。後から送付いただいた審査方法、審査基準については、一律に審査基準表の結果だけによらずという文章で送っている。結果だけによらず、実地調査時の評価ポイント、園長候補者のヒアリング等の評価部分を含め、選定委員会の中で議論し、決定する。後ほど送付先とかを確認させてほしい。委員長も副委員長も替わったので、その手順というか、今までと違うところに報告した方がいいのかどうか教えてほしい。

司会 区としてはそこに忠実に審査基準表の結果によらずのところ、結果だけによらずという言葉を入れれば、合意文章として結構ということか。（双方了解）

司会 では、この1、2、3、4の文言で、前回第9回協議会の合意事項として案を決定して、検討事項記録をつくって署名していただく。次に、選定委員会前から選定までのスケジュールを区から提案してほしい。

課長 第1回選定委員会が5月16日だ。お手元の資料の最後に表がある。9日に最終

の書類の提出締め切りなので、それまでに選定委員に選定基準等の基盤づくり、選定委員会にスムーズに入れるような準備期間としたい。ただ、委員は同一の日時に集まるのが、なかなか厳しいようなので、既に内諾をいただいている方には、現在の審査基準表（案）や協議会の中で提案を受けていることなどを送付して、意見があればいただく形になっている。私どもも、有識者を回って選定基準等について示して、意見をいただき、第1回選定委員会の審査に入る前に選定方法等について確認したい。特に何月何日という形では、今決め切れない。この間にしていく、という予定である。この予定表の項目の最後、4 - 3事業者選定は、第4回選定委員会だ。落して申しわけない。

5月21日は、プレゼンテーションの予定だ。土曜日だが、プレゼンテーションの方法等も別途皆さんと話して、決めていく部分もあるかと思っている。

事業者の運営保育園の視察で、5月30、31日を予定している。数によっては2日間で回りきれないので、その前後は何日間かとらないといけない。6月15日が第4回選定委員会の予定だ。日程については以上だ。

司会 保護者側は何かあるか。

保護者 事業者の運営園視察という絡みで、何園かという話が出たが、きのうの段階で公募は締め切られたが、事業者名を挙げなくて結構なので、プレゼンを我々も傍聴できるわけだから、何社という部分は、この段階で発表していただきたい。

課長 最終的に応募期間に応募した事業者は5法人だ。書類提出期限が5月9日で、またチェックする部分が出てくるので、実際に提出し切れるかどうかということだ。自信があって応募されているとは思いますが、最終的に提出できないということも考えられる。名前は出せない。

保護者 もちろん名前を聞くつもりはない。問題がなければ、その内訳、株式会社が何社で社福が何社というところを教えていただきたい。

課長 そこは問題ない。株式会社5社だ。

保護者 選定委員会は、始まってしまえば、多分あとは流れ作業だと思う。入る前が一番大事かと思う。そのすり合わせの部分だ。今、聞いたところだと、連休中にEメールや、連休中にそれぞれ回って意見を聞いて、ということを行ったが、当然3人の意見が違うこともあるだろう。だから、私が考えていたのは、一人ひとり回ってまた意見が違ったら、また一人ひとり回るのか。非常に手間がかかる話なので、こういう協議会みたいな形式でされたほうが効率いいというのが提案だ。この連休中に本当に集まれるのかどうか。9日までと書いてあるが、今どんな手ごたえなのか。

課長 今、内諾を得ている方はお二方で、もう一方はきょういただく。そういう中で調整していくのだが、私たちは、同じ日時に集まってできれば一番いいと思っているが、日程調整が非常に厳しい。できる限りやるということで、個別にそれぞれ考え方を聞き、冒頭の第1回選定委員会で確認をした上で入る。その中でまた議論もあるかもしれないが、前提の区の家があり、それぞれの意見があるということだ。私としては、いろいろな意見が選定委員から出てくるところで、調整を入れることもあるだろう。提案のように、一定期間集まり議論して、専門家なのでそんなに時間がかからなくてまとまる部分もあるだろう。本当に集まれればいいとは思っている。

3人目の有識者が決まった上で、試みたいと思うが、いつという日程がとれないので、こういうスパンの中で、今考えられる方法として先ほど申し上げた。

保護者 基本的にその3人が、「わかった。では、これで行こう」という形にするということでもいいか。

課長 基本的な部分から意見が違うとなると、物差しが全然違うという話だから、中身の審査に即座に入れないという感じになるが、ご発言のような認識は持っている。

保護者 わかった。あと1点確認したい。この調整の中で何について有識者の意見を聞くのか。たたき台のように出されるという話だが、例えば選定基準だけなのか。以前には、要綱もという話だったが、何についてこうやりたいと思う、というのを提出するつもりか、そこら辺を聞かせてほしい。

課長 選定委員会の要綱は見てもらい、こういう要綱に基づいて開くという感じで、確認してもらいたい。基準にもとづき選定していくわけなので、この選定基準はもちろんだ。スケジュールもある。そういう部分を想定している。

保護者 要綱と選定基準とスケジュールと考えてよいか。(区側了解)わかった。

部長 要するに選定基準そのものの扱いの問題と、運営の問題の二つである。運営の問題については、スケジュールとか、情報公開の関係についても了解をとりたい。運営の方法として、合議が基本であるということの確認だ。選定基準については、いろいろとあるので、最終的な選定のプロセスの中で、合意した内容をどう技術的にしていくのかというところを、各委員に伺うと思う。

課長 要は、選定委員にとって有意義な選定委員会にしてもらいたい、という思いだけなので、そこは理解してもらいたい。

司会 先ほどの課長の説明の中に、プレゼンテーションについても協議していく、云々という話があったが、それはいつ、どうするというイメージでいるのか。

課長 プレゼンテーションで光八の保護者にも傍聴してもらおう。そのときに30分ずつそれぞれの事業者が行うが、そのときのルールというか、どういう形にするのかというところを聞きたい。光八の保護者が見ることを規制するという意味ではなく、そのときの公表の問題がある。たとえば、会社名をどうするか、という部分を決めなくてはいけない。他区の状況を見るとA社、B社という形もあれば、特定できないような形で内容だけをプレゼンテーションしてもらおうという形もあるようだ。一方で、情報公開の時代だから、どうなのかという話もあるので、そこら辺を協議して、確認したほうがいいのかと思っている。

保護者 資料に社名を入れさせない、プレゼンのときも株式会社何々ということは、一切出さずに行うということか。それをやったほうがいいのかどうかということか。

課長 もう一つ、保護者が傍聴して、では見るだけでいいのかという話もある。たとえば、それを見た上での意見を集約してもらい、選定委員に保護者の印象はこうだったと伝えて、選定の参考にしてもらおう方法もある。傍聴者が100人とか、そういう形で来られるのかわからないが、会場のこともあり、どのくらいを想定したらいいのかという部分を事前に確認したい、ということもある。

保護者 今のスケジュールの部分と、社名を出さず、出さない、というところは、事業者に対しても早目がいいと思うので、保護者側に調整の時間をいただきたい。

課長 プロポーザル募集要領では、プレゼンテーション用の資料には、事業者名等、特定できるよう明記するとしているが、本当にこれがいいのかと思っている。

司会 本当は区から原案を出して、それをもとに協議したほうがわかりやすい。そういう話があったら、あらかじめ用意していただきたい。休憩する。

(休憩)

保護者 お待たせした。まず、スケジュールの件だが、2点確認がある。始まる前の基盤づくり、それから園の視察というところ、非常に日程的にきつい部分がある。その後の部分も同様だ。6月15日の選定委員会で決めるとなっているが、3人のスケジュールでどうしても難しいこともあるだろう。選考委員会自体がかなりもめることもありうる。そこで、時間的に最後はここまでという部分、区側は持っているのか。15日をどうしても過ぎてしまうときに、手続き云々もあるだろうが、選定の最後はどこまでか、という部分の認識はあるのか。

もう1点、そうなることも予測して、あと、始まる前の基盤づくりで、有識者3名と区側となかなか意見の落としどころができないことも考えられる。プレゼンテーションなどは、事業者伝えてあるところだから、変更できないだろうが、有識者委員に対して、スケジュールの変更について、3回と4回の間にもう1回必要とか、4回の後にもう1回あったほうがいい、という意見があったときに、どの程度の変更を想定しているのか、聞きたい。

プレゼンの当日だが、社名云々のところは、任せる。保護者は傍聴のみで、業者に質問とかは考えていない。ただ、この傍聴は、もし仮につつじ、向山、他園などから傍聴希望があった場合は、どう対応されるつもりか、確認したい。

課長 傍聴は、光八の委託に応募した事業者のプレゼンテーションなので、光八の保護者と考えている。会場の都合もあり、光八の保護者のみということだ。

部長 補足するが、今回のプレゼンテーション、現地調査も含めて、基本的には選定委員会の位置づけだ。したがって、選定委員会は非公開が原則なので、それをあえて当該の保育園の保護者だけは傍聴してもらおうという位置づけと理解いただきたい。

保護者 それは了解する。わかった。

司会 プレゼンテーションについては、保護者は傍聴に徹するということがこちらからの要望で、あとはお任せする。ただ、行う前に、どういう形でプレゼンテーションをするのかというまとめは、出してほしい。

課長 プレゼンテーションのルールのようなものは出して、確認していただく。すまないが、区側も5分ぐらい調整の時間をいただきたい。

司会 では、5分休憩する。

(休憩)

司会 再開する。では、区側から最初に話してもらおう。

課長 お待たせした。私どもこの第1回から第4回は選定委員会の日程として押さえている。内諾している方のスケジュールも見て決めている部分もある。ただ、必要性があれば予備日を設定してやっていかざるを得ないということも、もちろんある。全部決まりきらないという状況が出てくれば、予備日の設定をしなくてはいけない。どこまでの幅かという部分では、区としては、一定のスケジュールの中でやってい

くとしても、もう少し延ばすという話も当然あるわけなので、めどとしては、6月19日の日曜日までには決めていきたい、と思っている。予備日とか、延長という必要性については、選定委員が合意をしないとできないので、第1回目で、そういう対応をとらざるを得ないことも生じるという話は選定委員にしておく。

保護者 ある程度、選考の中身とかは選考委員会に任せる部分がほとんどなので、その中できっちりやってくれさるとことを信じて、このスケジュールでオーケーだ。

司会 では、次の加重ポイント、最低基準、追加項目について保護者から提案がある。その前に、提出された資料について、ざっと区から説明してもらい、それとの絡みで保護者から提案していくということで、願います。

課長 選定基準案、1ページは、3の応募資格を公募要領に沿って変えている。次ページの(25)の園長候補者ヒアリングを入れている。

審査基準表、この中に協議会での合意事項をなるべく入れ込むような形で、修正してきた。審査基準表の1ページ目は前回と変わっていない。2ページ目、職員配置は、加重ということで、ポイントを2倍にする。ただし、5、4、3を2倍にして、評価の低い2、1は2倍にはしない。(19)番は、一時保育・休日保育の記載をしていたが、別に記載があるので、内容を変えた。3ページ目、事業経歴・実績(既存施設における運営状況)で、こちらも加重している。中身についても、前回出した実地評価のチェックポイントを、網かけの部分にして表記している。白抜きの部分は、前と同じである。(25)番目の園長候補者ヒアリングは、新たに記載した。経歴、実務経験、識見、能力の4項目にわたって審査をするという考え方である。以上だ。

司会 では、保護者から提案などあれば願います。

保護者 保護者側の提案として伝える。まず審査基準表の大きな枠組みの話をしていただく。(21)の経費の見積もりと(22)の法人の決算書等の報告。ここは本来いい、悪いというよりは、適正かどうかを判断するのであって、例えば会計処理が非常によく行われているから、そこが点数高くて、高い評価を得るというのはおかしな話だから、これに関しては基本的に最低基準として使うということで、審査基準表全体の枠組みの中から外してはどうかという提案だ。つまり、もともと選考委員会の外の会計士が中心に見るところだから、その判断の中で、ここは不適切だということをはずすことのみを使う。一定基準が満足していれば、基本的にすべて合格で、全体の枠の評価点からは外された方がいいと思うのが1点だ。

今追加された(24)、(25)、既存施設関係及び園長候補者関係に関しては、前回の協議会でかなり細かい既存園のチェックポイントのようなものも出てきていた。最終的にこのくらいの内容にまとめて配点することはあると思うが、そもそも既存園をチェックするポイントは、実は前回出された表のように非常に多くの項目があると思うので、(24)、(25)に関しては、これも審査基準表から外して、いわゆる前回話が出た、審査基準表、既存園の運営状況、園長候補のヒアリングの三本立てで行うということだから、審査基準表としては外して、それとは別に既存施設の運営状況と園長候補者のヒアリングという重みづけをして配点するということだ。最終的には、その既存施設の配点、園長のヒアリング

の配点をどうするかという話はあると思うが、基本的には分けて評価したい。その重みづけをどのくらいにするかということに関しては、最終的には選考委員会の中で、最終的に決めていただければいいとは思いますが、保護者側の案としては、既存施設調査と園長候補ヒアリング、合わせて例えば60%ぐらい。審査基準表が40%ぐらい。詳細は選定委員会でもんでいただければいいとは思いますが、保護者側案としては6：4ぐらいでいかがかと思っている。

以上、とりあえず大枠に関しては2点、提案をさせていただいた。

司会 ほかには何かあるか。まだ、細かいところはもう少しある。大体今の案は、結構思い切った感じだ。区側はどんな感想か。区は、この前の話を受けて、全部ここにまとめて同等にしようとしたのか。保護者側は別々にしていくという考えだ。

部長 今の大枠の話は、大変よくわかる。私どもも悩んだところだ。今回提案した趣旨を申し上げたいが、大きなテーマは25で、細かい項目は60項目ある。そのうちの20項目について加重措置をしている。先ほど言った職員配置、既存施設における運営状況、園長候補者のヒアリング、これについて20項目あり、加重措置をしている。例えば満点の場合に、40項目が5点満点、20項目が10点満点なので、トータルすると200点ずつでイコールという措置をとった。つまり、職員配置が非常に重要という話があり、職員配置、実際運営している運営園の状況、園長候補のヒアリング、この3つを合わせたのと、それ以外をイコールにしたという措置だ。

ただ、先ほどの発言のように、むしろ既存施設における運営状態と、園長候補者のヒアリングを極めて重要視するという認識であると受けとめていいか。前回の最後の発言とあわせて考えてみても、そういう思いということがきょうわかった。区としてそれをどう出していくべきか。それから、さっき冒頭合意したように、結果的に単純な評点の合計点ではなくて、総合的な判断というものを最終的に行うというような絡みもあるので、それをどうするのか、今の皆さんの提案については、区としても応じられるものと思っている。では、どうするのか、技術的な部分もあるので、少し時間をいただきたい。まだ細かい部分もあるだろうから、それを全部聞いた上で、いつまでにということを設定して示すことができるということ、最終的には話せると思う。

保護者 (21)番と(22)番のところはどうか。

課長 法人の決算の部分で、ご発言のように か×という判断の仕方もあると思っていた。また、この審査基準表から外して別途の最低基準にするという方法もあるかと思っている。ただ、法人の決算書等は公認会計士に財務諸表等の審査委託をして、それが適正に会計処理されているのか、経営がどうなのかというところをみてもらうが、経費の見積もりについては、選定の中でプロポーザルの応募内容について、どういう見積もりか、適正か、というようなことで進められると思う。選定委員のなかで、こういう見積もりを出してきたが、普通ぐらいか、それともお金は高いが、サービス内容はこうしているとか、そういう評価の部分がある。 か×という話にはならないというのがあって、区としては(22)は外して最低基準にして、(21)番はこの中に残しておいた方がよいという考えだ。

司会 例えば、幾らもらえれば受けられるという話ということでもいいか。これぐらほし

い、受託できる、それはどうしてその金額になるかということの説明させるのか。
課長　　こういう事業の内容で提案してほしいと公募している。この事業の内容については、どういう経費の見積もりをしているのか。各社によって多分違って来る。人の当て込み、配置の仕方、どこに重きを置いているのか。それも基本保育事業、特別保育事業、それぞれみんな同一ではない。当事者としては、一番大事なのはここだと思っているので、ここにはお金をかける、人もかけるという部分もあり、それは各社によって違って、それを今度選定委員が、いやそうではなくて、こういうところにかけた方がいいとか、そのかけ方は適切だ、という部分はあると思っているので、審査基準表から抜くのはどうかと考えている。

保護者　今回の件で、例えば最低落札価格みたいなものとか、これ以上出せないという金額は設定されているのか。

課長　　入札と違って、私どもは設定を別に公表していないし、設定もしていない。では、最高どこまでかけるのかという話、予算書があるので、それを超えるような話であれば、区としては対応できないという話にはなるが、各社そこら辺を見ながら、当然公表されているから、見積もってくると思っている。

保護者　極端に安い金額をもし出したところがあったら、それはどういう評価になるのか。

課長　　別に経費が安いからいい評価とは考えていない。適切か、ということなので、経費が安いところが、5点なのかということではないということだ。

保護者　これは、配分は適切かという意味か。これだけを読むと安く出してきたところがいいと感じる。極端な話、どこか悪い企業が練馬区の保育に今後進出していきたいから、1年目ということで、とんでもない安い金額を出してくるのきちんと防ぐシステムはあるのかということを知っている。

課長　　経費が安いから、では5点の評価とは全く考えていない。高過ぎるのもどうか、それは幾らでもお金をかければ、幾らでも充実できるわけだが、想定予算額というか、予算書の中で見えるような部分を突き抜けるような、何億もという話の事業者もそれは低い評価になると思う。区の予算額も、通常このくらいの事業をやるときには、このくらい必要というところで、それこそ本当に適切な全体予算があって、基本保育の事業の見積もりの部分は適切に配分を一緒に中身としてもできているのかということのみ。全体の額が安いからいい評価だとは考えていない。

司会　　確認したいが、(22)番については、保護者側の提案どおりここから外してマル、バツということで、いいということか。

課長　　結構だ。

司会　　では、(22)番は外す。(21)番はないと困るだろう。

保護者　(21)は、有識者がやはり判断した方がいいかどうかということだ。

保護者　有識者の内情までわからないから、ある程度判断してもらおうということで、議題に挙げてもらうということでもいい。それはできるということでもいいか。そこら辺は的確に判断できるかと投げかけてもらう。それでできるというなら、してもらえばいいことだと思う。

課長　　今の発言は、選定委員会の冒頭の確認で、審査に入る前に、審査基準に入れて判断してもらえるかという、確認した上でという意味でよいか。

保護者 基本的には入れていただく形がいい。ただ、先ほどの課長の発言、あくまで安い、高いが判断基準ではない、中身に対して金額がきちんとそれは適切かどうかというところだ。その辺の視点のところだけ確認できれば、(21)については残しておいて結構だ。ただし、有識者で違った意見、ここは外した方がいいという部分が出るかもしれない。もしそうなったときは、そのときの扱いでお願いします。

司会 予算額をどう分配するかということか。それを見積もりで出させるつもりか。

部長 皆様の心配はよくわかった。基本的に経費の見積もりは、評価の視点という別刷りがあって、そこには経費の見積もりは適正であるかという評価項目がある。それから人件費については、適切で無理のない勤務シフト表をもとに職員数を算出し、過度に低い給与を賃金にしていないかということがチェックポイントになっているので、そういう意味では、保育の質の維持に必要な事業執行ができる金額になっているかどうかという判断基準である。

司会 9月から3月末までの見積もりか。いつの分か。1年間の見積もりか。

部長 通年ベースだ。

司会 では、扱いについては、(21)番は原則残しておいて、(22)番については会計士に委託してか×ということだ。それで(21)番と(22)番はいいということだ。追加提案はあるか。

保護者 前回協議で、最低基準の項目、加重ポイント、追加項目について保護者側でもんで、今回出すことにしていた。まず、最低基準だが、親側としては子どもに危害が及ぶ部分というか、直接的な部分については、重要視したい。今回区側から出されたところは変えないで結構だ。それに加えて、(4)危機管理、(5)健康管理・衛生管理、(6)の障害児保育及び発達特性に応じた保育、(11)の虐待への対応、(16)の給食に対する取り組み、ここを追加していただきたい。

1点確認だが、(11)の虐待への対応だが、これは園の中で子どもに対する虐待ではなくて、親が子どもを虐待しているのが、例えば服を脱がせたときなどにわかったときに、しかるべき措置をきちんととれているかというところでもいいか。

部長 また視点の話だが、ここのチェックポイントは練馬区の児童虐待防止マニュアルをきちんと踏まえているか、虐待の疑いのある乳幼児の早期発見、その家庭に対する適切対応、関係機関へのスムーズな連絡、そういう体制づくりということだ。

司会 今の最低基準の提案については、区としてはどうか。どう対応できるか。

(単発的な会話が続くので一部省略)

保護者 直接子どもの安全にかかわるものだけは入れたいし、逆に言うと当たり前の部分がほとんどだ。

課長 基本的にそれを最低基準に加えることは、区としても合意できる。

司会 確認する。前回提案の(17)(18)(20)(21)(22)(23)(24)のうち、(22)は消えて、(24)は選定委員会の扱いによっては変わる。ここに、(4)(5)(6)(11)(16)を加える。この最低基準項目、2が1個でもあったらだめという項目を追加するというところで結構か。

保護者 最低基準の書き方、5ポイントの評価があり、5、4、3、2、1でつけられるが、この適切である、というところを聞きたい。目的は光八の現状の保育の質を守

るということだ。適切であるということは、現状の光八の保育の質が守られているという状態でいいか。例えば一部不十分であるという点があるというところで、そこがもしかしたら選ばれる可能性もあるという状態だ。最低基準項目ではないところが2になった場合の考え方を聞きたい。

部長 適切ラインをどうするかという話と、2をどう考えるかというところだ。2について、一部不十分であるということだ。この一部がどの程度を示すのかということ、はっきり申し上げていない。この評価基準がかなり具体的な部分もあれば、極めて抽象的な文言で終わっている部分もあるので、これの見極め方が難しい。いずれにしても、適切ライン、つまり3のラインというのは現状だ。1と2の違いというと、2の場合には、ここについては整備すべきといった場合に、すぐ直ちに整備できる状態である。あるいは改善指示に対して、直ちにその改善が可能であるという判断、これが1と2の違いである。

2を最低基準項目として使うと、当然それも認めないことになる。今現在、応募してきた以上は現状の水準は当然把握し、認識してきた上で応募してきただろう。例え1個でも満たさなかった場合には、あなたのところはだめ、という引導を渡す、そういう意味だと私は解釈している。

保護者 わかった。では、現状の光八は全部3点というイメージでいいか。

部長 そうだ。それで、(4)の危機管理対策だが、このところは極めて子どもたちの安全の問題で重要なところがある。ここで事故防止・安全対策・防災対策について内容は適切かという、これについて2がついたら、不適切ということだからだめだということになる。次のところで、これらについて全職員に周知されている仕組みが講じられているか、これについては全員に周知されているか、とは聞いていない。全員に周知されているかいないか、どこまで周知されていれば3点で、周知されていないというのはどう判断するのか、ここは評価する人によって若干ニュアンスが分かれてしまうかもしれない。そういう意味で、この危機管理対策のところの2番目の項目は、2がつく可能性がある、そういう思いがある。

障害児保育の取り組みについても、2がついてはだめだろうという思いもある。保育士の障害児保育の経験に配慮しているか、この経験については、3人の経験者を必ず配置すること。これはプロポーザルの条件だから、これについてそれ以下だったら当然だめだから、この部分について2以下はだめだということでもいい。

児童虐待の対応の部分は、最低基準にするのは適さないと思う。

保護者 部長の発言の抽象的で非常に判断が難しいといったところがある。結局光八の現状の保育の質を基準にするという判断と理解しているが、そうするとやはり現状の光八の例えば事故防止・安全対策、ここら辺が全職員に周知されている仕組みが講じられているか、現状の光八の仕組みがどうなっているかというところを調べないとわからない。光八を基準として点をつけるのであれば、現状の保育の質を調べるべきだ。そういったときに、今どういう仕組みを講じているのかを把握する必要があるのではないか。

部長 全く同じ例えばマニュアルを持っているかという意味ではない、ということでもいいか。当然同じ水準の考え方を示していれば、それは3だ。

保護者 そういう水準を、把握されるということによいか。

課長 提案いただいた部分は、了解する。

司会 (4)(5)(6)(11)(16)だ。それで、聞きたいのは虐待への対応は、現状区立の直営の保育園がどの程度のことできているという認識があるのか。

部長 区の虐待防止マニュアルがあって、すべての園に備えつけてあり、少しでもそういう疑いがあった場合には、どういう対応をしなければならないかというのは、必ずみんなわかっているわけだ。そもそも園長はわかっているわけだ。実は先ほど虐待の部分がきついと言ったのは、練馬区独自の部分がある。事業者がそこまで調べればよいということだが、当然給食の水準、健康管理の水準等は、安全対策の基準とは違って、独自の部分があるので、それをすべて現在の光八の水準でなければ絶対だめ、改善の余地があるにもかかわらず、そこまで外していいのかということがある。その辺が気になった。ただ、現在の光八のその虐待のマニュアルに対する基本的考え方を下回るということであれば、外しても仕方がないという思いも私自身は持っている。極めて虐待が、今保育施設の中では重要視されており、そういう意味ではその認識がきちんとなされてなく、2がついたということであれば、落とさざるを得ないということで、先ほど結論を申した。

司会 認識としては、練馬区の水準は高いのか。

部長 マニュアルをつくる過程で、いろいろな関係者に集ってもらいつくった。つくり上げたマニュアルは23区の中でもレベルの高いものだと私は思っている。ただ、マニュアルのレベルが幾ら高くても、ほかのマニュアルもそうだが、それをいかに全員のものにして、日常的な形でそれが実践に移されているか、そこが一番大事なところだ。それがどこまで検証されているか、まだまだこれからだ。

保護者 現状の光八のレベルが3という話で、現状の光八のこの項目に対するすべての光八の内容というのは、判断されたデータなり、文章があるはずだと思うが、それは見せてもらうことはできないのか。

部長 少なくとも、この25テーマ、60項目あるわけだ。これを評価する際の1つの評価ポイントとして、今の光八の水準をベースにして、適切ラインというものは設定をしなければならない。一つ一つについて、今現状どうなっていて、それを適切ラインということで明示をしているかといえば、それはできていない部分もある。ただ、例えば給食について、当然マニュアルもあるわけで、安全管理や、虐待についてもマニュアルがある。そういうものは当然周知できる。既に資料として示したものもある。そういうものをベースにして、我々としては適切ラインを定めて評価のポイントについてのずれをできるだけ少なくしていく。そう思っている。

第1回目の選定会議のときに有識者とも、素案についての話し合いは当然しなければならないだろうと思っている。適切ラインをどこに設けるかによって、評点はずれてくるので、それについては統一の少なくとも3のところについては、できるだけ合わせられるようにする。ただ、みんなぴったりということはありませんので、それは各人それぞれの選定委員としての判断に左右されると理解している。

司会 そういうことを考えると、やはり光八の視察は、とても大切になってくる。

課長 光八を選定委員に視察してもらおう。有識者3人が一遍にという日程設定は厳しいの

で、このゾーンの中で来てもらい、見ていただく。それぞれこういうところを見たいという話もいただいている。

司会 休みの日に視察しても仕方がない。この日程だと4日しかない。

保護者 確認したいが、個人的な思いとして言いたいのが、評点の3の部分で、光八で行われている現状、保育士や保護者とすり合わせしなくていいのか。現状行われている光八の保育の質を維持するのが大前提であれば、適切であるという判断するものになるネタは、お互いにすり合わせしておかないといけないのではないのか。

部長 皆さんの意見を選定基準に入れていくというのが、私どもの考え方だったわけだ。ただ、その経過の中で第三者、いわゆる専門的な立場で見られる方々、これを選定委員に加えたいという皆さんの申し出があった。その中で専門的な観点から事業者が出してきたものに評価をする。私どもは基本的に適切ラインというのを現在の光八の保育水準、これが適切水準だと思っているので、それに対して専門家が、どう判断して、評点を加えたり、減点したりするかということだと思っている。

保護者 心配しているのは、区が思っている光八の現状の質と、保護者が見て感じている光八の質とずれているところがあるとすれば、問題だ。区側が光八の現状はこうだと思っても、保護者や実際行われている保育士とギャップのある状態で、評価をすれば、後々また問題になると思ったわけだ。

部長 評価のあり方は、いろいろな考え方がある。私なり、園長経験者なり、有識者の第三者が選定委員にどうしてなっているかということを考えてみたら一番いいが、私は部長という立場で選定する。当然私の考え方に基づいて、現状のどこの部分が適切ラインなのかという判断をする。私の判断である。これは区の判断でもあるかもしれない。当然、園長経験者の選定委員は、園長として自分が実際に行っていた園運営のあり方の中から適切ラインというものの判断するだろう。また保護者の推薦を受けた専門の有識者は、その専門性に基づいて判断をされるだろうと思っている。それが最終的に合意によって選定していくというのが、今回皆様と私どもで合意した選定のプロセスだろうと思っているので、その前段で適切ラインは全く同一に設定をして、それを確認してからでなければ選定は行えないという立場に区としては立っていない。先ほど言ったように光八の水準、これが私どもの水準と確かに専門家が思う水準と、園を実際に運営している方の水準と違うかもしれない。ただ、それはそれとして選定委員としての責任において判断をしていくというのが、今回の選定委員会のあり方だろうと、思っている。

司会 不安というか、不満というのは、結局保護者側が光八の運営について、どういうところで評価しているかアンケートをとるなりする作業が必要だ。しかし、協議会の協議はそういうことではない。個々の保護者がどういうところを大切に思っているか汲み取っていけば、別に3を固定しなくてもいいのだ。

部長 先ほどの発言の適切ラインは、今の光八の水準ではないと思ったのか。

保護者 練馬区の一般的なもので、紙に書いてある基準とか、そういうところを言っているかと思った。そうだったら、それにのっとして紙を見ればわかる話だ。ただそうではない。光八で現状行われている質だと言われるものだから、それは何かと聞いた。

司会 だから光八を同じ評価したときに、4が出たり、2が出たりすることもあるのかと思った。しかし、今の光八のままだったら全部3なわけだ。

部長 私は選考委員の1人だから言うが、今の光八の水準だと、私が判断したものについては基本的に3だ。そういう意味で言った。

保護者 その判断基準は何か。光八の現状の質に合っていると思われる1つは、多分練馬区の基準だろうが、では、練馬区のいろいろな園の中でも、これは光八の水準に合っていると判断される理由というのは何かあるのか。

部長 私がもし判断するのであれば、光八があって、保育の目標があって、当然それに基づいて練馬区全体の保育水準である障害児保育から始まったさまざまな保育水準のまとめがある。もう既にこれは皆様にも示している内容だ。それから、それぞれの項目、給食、衛生管理、安全管理などのマニュアルなり、基準なりがあるわけだから、そういうものをベースにして、私としては判断するということである。

保護者 実際何が行われているのかということではなくて、それを行うためのマニュアルで判断をすと言っているのか。

部長 マニュアルというのは、実際にそれがそういう形で行われているということを前提にして言っている。誤解があるといけませんが、園長経験者は、園長経験者としての価値判断に基づいて、多分選定される。繰り返していうが、有識者はそれぞれの専門性に基づいて当然評価、選定の判断をする。そういうさまざまな立場の方々が、一堂に会して選定をすることにまさに意義がある。私は選定委員会の立場というのは、そういうものだと思っているので、そこに一定のラインを常に前提として必ず置かなければならないということではないと思っている。

保護者 1つ確認だ。光八の水準を3とするとことは、選定委員に伝える話なのか。

部長 私は選定委員会の委員の1人として、基本的な選定の適切なラインはどこかと言われれば、現在の光八の保育の継続をするという大前提で委託をするわけだから、当然そのところが3になると答える話だろうと思っている。

保護者 ということは、第三者委員が見たときに、これは3ではなくて4と思うときに、光八のこの部分よりいいと判断するから4なり、5をつけるわけだ。それが今のこのやり方でできるのか。光八について、かなりわかってもらわないとできない。

部長 どこまでわかってもらうかという点もあるが、もう限りなくそれについては一人ひとりにヒアリングをして、保護者それぞれ考え方が違うし、職員だってそれぞれ違う。区だって立場によって違う。光八でやっているものは、一体どういうものが全部調査して、それをまとめ上げて、それをすべての選定委員に確認させて、そこからスタートするということは、実務的にも、また現実的にも難しい話だろう。だからこそ、それぞれの役職の方々が集まって、それぞれの責任、専門性に基づいて選定をする選定委員会というシステムがあるだろうと思っている。気持ちも当然わかるし、私どもとしても光八の水準がいかに大切な判断基準になるかということは当然のことだから、資料についてはできるだけ選定委員にも渡したいと思っている。これまで寄せられた皆様からの話の中で、保育の質にかかわる部分については、できるだけ情報として提供していきたいと思っている。

司会 基本的に選定委員がそういう異なった立場を持って、合意へ向かって調整してい

くことによって、公平性を保てるということについてはわかるが、ただ部長の立場でいうと、光八の保護者に意識調査なりをかけて、そこら辺も3を設定する材料として用意するのも当然と思う。それが部長の立場ではないかと思う。

部長 保護者の立場は、既に第三者の評価委員に選定委員を入れることで、区としては汲み取ったと思っている。そういう意味では、選定のあり方は当然あるわけで、私個人としてそういうリサーチをすることも当然必要かもしれないが、この時点でそのリサーチをして、私自身の判断基準にしていくことではないだろうと思っている。私自身、児童青少年部長として、今回皆様とさまざまな議論をしてきた。そういうものが当然ベースになっているし、そういうものをベースにしながら部長としての判断で、選定委員の1人して参加をしていきたいと、そう思っている。

保護者 わかった。この件については、保護者側で保育の質、保育サービス、どんなことを受けているのか、まとめた資料がある。これについては、すり合わせ云々という時間もないと思うので、こちらから、区側にも2部、それと我々が推薦した審査員にそれぞれ1部配付する。

司会 電子レベルで送られるのだったら、そう送ってはいかがか。

保護者 それは資料として提供するという形はどうか。

部長 それは結構だ。私もそれはぜひ見たいし、皆様がそうやってまとめたものは非常に貴重なものだと思うので、それを全選定委員の参考にしてもらうという位置づけにしたい。ただ、個々に皆様から直接選定委員に渡すのではなくて、そういう方法をするをこの協議会で合意してもらい、その合意に基づいて、そういう保護者のまとめられたものを全選定委員に参考として渡すという形をとらせてほしい。個々の選定委員にそういう文章を送ることが一般的になるとつらい。

保護者 わかった。では、その点についてはここで合意して、データでそちらに送る。配付については、一切お任せする。

司会 では、次に加重について、お願いします。

保護者 加重ポイントは、今の最低基準項目、(4)(5)(6)(11)(16)ここを加重、すなわち2倍ポイントという形にしてもらいたいというのが、保護者側の希望だ。当然きょう出された資料での加重については、異論はない。それに加えてという意味で、ここを2倍にしていきたい。

保護者 失礼した。区側の最低基準とした項目、ここときょう我々が追加した最低基準項目、ここを2倍にしてほしい。

司会 具体的に番号で言ってほしい。

保護者 区側のほうだと(17)(18)(20)(21)で、(22)は抜けた。それと(23)(24)、それと(4)(5)(6)(11)(16)。

司会 あと当然(25)も今の段階ではそうだ。いかがか。確認できたか。

課長 (24)(25)は扱いのうえで、別途ということが出てこようかと思う。お考えは非常に大事な部分で最低基準にも該当するし、重要性からいえば加重をするという一貫した考えということだと思うが、技術的な部分というか、全体の部分がどうなるかというのもあるが、基本的な考え方はわかった。

司会 あと、加重の仕方は、いいのか。3は倍にした方がいいのか。

部長 3は既に水準が高いということだ。

(単発的な会話が続くので一部省略)

保護者 それを果たして妥当かというのは、選定委員の考えがあると思うが、一つにはたたき台だ。もう一つは我々保護者の思いである。その加重するところは、全部重要な部分だ。例えば今話を選定委員にも汲み取っていただく意味でも、こう細かく出している。果たして妥当かというのはまた別だ。我々の思いも込めてある。

司会 最低基準も、そういう考えか。

保護者 最低基準は、こんなこともできないようでは、だめということだ。

課長 話の趣旨はわかる。こういう形で保護者が大事に思っているところであるということで、選定委員にも示すことについては了解である。

司会 では、加重ポイントについても、区として今が挙げたところは、選定委員と選定基準についての協議の最初のたたき台としては、そのレベルで出すことでいいか。

課長 加重の仕方は、10、8、6、2、1でいいのか。出し方として。

司会 それでいいか。(了解)では、そういうことで確認をとる。では、次は追加項目についてだ。提案してほしい。

保護者 追加項目の部分で、まず(6)の障害児保育及び発達特性に応じた保育と、この大項目の中で、1点。「障害児保育に関して、園に対するサポート体制は適切か」この項目をふやしてほしい。(16)給食に対する取り組み、「食材の調達について適切か」、ここを見る項目をつくってほしいのと、「食育についての考え方は適切か」、ここを見る項目を追加していただきたい。

(17)の職員配置のところ、「職員間の連携について配慮されているか」、ここを見る部分をつくってほしい。この連携ということだが、1つは保育士間でのシフト、休み、クラス間の異動とか、そういった必要な情報をきちんと申し送りできる取り組みがなされているか、こういった観点である。それともう一つについては職種間だ。保育士、栄養士、看護師、調理、用務、この辺を含めて、園全体で現状の情報の共有ということである。その辺の取り組みがどうなっているのかと。そこについての観点で連携ということである。

それから(24)で、ここの保育のところを見るとところにつけ加えてほしいが、「障害児保育は適切に行われているか」、これを加えていただきたい。

司会 どうか。区から何か、質問等あるか。

保護者 障害児保育を適正に行われているかのところは、経歴として、しているかということだ。似ている部分で障害児保育の取り組みは適切かというところがあるが、経歴、実績として、それができている実績があるのかどうかということだ。

司会 それを入れるのか。(24)番の扱いは、まだいろいろあるだろう。質問等ないか。そのまま入れても構わないか。

部長 まず(6)の障害児に対するサポート体制、ただ我々としてはこの1番目の障害児保育等への取り組みは適切かという中にも当然入るし、大項目の(20)の事業者としてのサポート体制、この中にも入るから、あえてここで入れなくてもいいかという思いはある。それから給食に関するものについては、食材調達と食育、確かにこれは視点のほうには書いてある。これについては、この3つの項目の中で、全

体として評価できると思っていた。給食の提供等、衛生管理は適切かの中に含まれる内容ということで、2番目の項目の中に含まれるだろうと考えている。

それから(17)番の職員間、職種間の連携、配慮、これについては当然、園長、主任の役割、6にありますけれども、その辺のところについては当然の役割について、園内のコミュニケーションの、あるいは情報の伝達、それについては当然この6番目の小項目に含まれるだろうという認識でいた。

それから(24)番の事業経歴・実績のところ、障害児保育は適切かということだが、ここについては別途調査チェックリストがあり、保育内容の質は高いかという上から2番目の内容に、障害児保育についても触れているという認識を持っていたので、あえてこれにまたつけ加えることはなかろうという判断を私どもとしてはしているところである。現時点ではそういう認識だ。

司会 ということは、障害児保育は適切に行われているかというのを(24)番に加えるというのは、入れてもいいということなのか。

課長 私ども実地調査時の評価ポイントの中で、保育内容の部分で、障害児へのかかわり方は適切に行われているかということで、チェックポイントの1つには挙げている。そういうことから、あえてもう1項目ということではなくて、保育の内容の質の中で、実地調査時の評価ポイント表を使って、選定委員にチェックをしてもらい、この中に入れ込んだ審査、選定をしていただければいいかと思っている。あえて1項目追加するというのはどうか。このままがいいという、現時点での判断だ。

司会 保護者側は(24)に入れると障害児保育をやっていない園は、そこでもう落とされるが、それは考慮に入れているか。事業経歴・実績だ。だから、障害児保育を既存の園でやっていないところは、1点か2点になるから、即落とされる。

保護者 ただ、プロポーザルの内容からすると経験者を配置という話だ。

司会 経験者は今やっているかどうかは別だ。

保護者 今やっているかどうか。やっていなくて入れられるのかという話もあるし。

保護者 (24)自体をまだどうなるか定まっていない。

司会 そこをやっぱり触れないと、(24)のところはどうこの障害児保育の問題を取り入れているかということが、わからない。(24)と(25)の扱いをどうするかということを出してもらわないと困る。ただ、(24)番については複雑なので、ほかのところをとにかく解決した方がいいと思う。保護者側は、今区側の言った説明についてはどうか。納得できる部分はあるか。

課長 もう1点、障害児保育をしていても、たまたまその年に障害児がいなかったり、卒園したりというときは、区立保育園でも人数が変動している。その年、障害児がいらないという場合もある。16年度何人かはいるということはある。

司会 でも、それはまだ実績があるから大丈夫だ。とにかく(24)は、ほかのところを協議してからにしたい。(6)に加える障害児保育に関して、園に対するサポート体制は適切かというのは、区としては特にここに入れる必要はないという趣旨だ。保護者はどう思うか。ここのねらいはどこにあったか。

(議事進行と保育時間との関係の発言を一部省略)

司会 (24)と(25)についての取り扱いは、区側としてはどのタイミングで答え

られると考えているか。

部長 この(24)(25)の扱いについては、ちょっと技術的な問題もある。全体の評価をどう考えるかということと、それをどう技術的にクリアしていくかという問題もあるので、今ここで、そのシステムを設計して示すのは難しいと思う。

司会 そうすると、きょうこの場では解決しないということか。

部長 基本的に技術的な問題と言っている。趣旨はわかったので、その方向性です。今ここですぐ示せないの、来週半ばぐらいになるかもしれないが、こちらからきょう出た分を全部洗い直して、全部きちんとまとめたものを送らせてもらい、またそこで皆さんの判断があれば、やりとりをさせていただければと思うが、いかがか。

司会 では、(24)(25)の取り扱いについては、基本的には保護者の提案を受けると認識する。では、その前提に立った上で、追加項目の障害児保育は適切に行われているかというのは、どう扱うか。これだけは、今考えないといけない。

部長 まず、(6)番の障害児保育だが、基本的には、区としてはサポート体制が当然入っていた。障害児保育のためのサポート体制があって、保育の内容や方法に配慮が見られるという状態、これが適切かどうかの判定基準だと思っていたので、そういう意味では、あえてそれにプラスしてサポート体制は適切かというのは入れなくてもいい、2つあるうちの上のほうに当然含まれているという認識であった。ただ、この前の話し合いの経過の中で、どうしてもそれについては中に入れ込んであるという解釈ではなく、きちんと位置づけたいということであればこだわらない。

司会 では、追加して、選定委員に原案として提出するというところでよいか。

部長 了解。次の(16)、食材調達と食育、言っていることはわかる。ただ、給食の提供そのものが食育だと考えているから、当然現実的な衛生管理上の問題や食育の問題も含めて、これでいいと思っている。もし、これを入れるのであれば、真ん中の2番を少し膨らます形でどうか。食育と衛生管理と合わせて、食の安全といったものを加えていくということではいかがか。食材の調達というのは、どういう趣旨か。食の安全の趣旨か。それとも地域内で食材を買ってほしいという意味か。食の安全性のほうが大ききようだ。

司会 給食の提供と衛生管理は適切かのところに、食材の調達について適切か、食育についての考え方は適切か、というのを盛り込む形で修正するというので、保護者側はその区の提案についてはどう思うか。

保護者 了解。

司会 では、そういう形で文章を修正してほしい。

部長 わかった。(17)の職員配置だ。職員間、職種間の連携について配慮されているか、これは当然、組織対応、情報伝達の問題、また職員間のコミュニケーションの問題を言っているだろうということで、園長・主任の役割ということの中に当然入ってくるだろう。情報管理の仕事は園長・主任の重要な部分だから、当然入ってくるだろうと思い、あえて書かなかった。我々としてはそれでいいと思っているが、あえてどうなのか。

保護者 ただ、問題がないのであれば、これも入れていただきたい。つまり項目でこれだけ細かくしているのは、逆に言うと基準表で行うという部分、逆に言うと難しさだ

とか、ナンセンスさという部分の裏返しだと思う。むしろ細かくするよりも大項目で見ていった方がいい場合もあるわけで、ただ表で行うと言われている以上、逆にこういう項目をつけておかないと、この項目を見てももらえないという、我々の不安がある。裏返せば信頼関係がまだ築けていないので、任せて放り出すのは不安である。だから、中に含まれているという判断だろうが、加えるのに問題がなければ、ぜひ加えていただきたい。またこれも選定委員会で例えばこういう細かいのはいらぬという話になるかもしれない。抽象的な部分があったり、妙に逆に細かくなったり、この表自体も非常に私は問題があると思っている。そういう中で、細かいことだけ押さえておかないと不安であるという、最初の認識があるということで、入れてもらえるのであれば、これはぜひ入れていただきたい、いかがか。

部長 確認する。文章は、職員間、職種間の連携について配慮されているか、でよいか。(了解)追加する。

司会 では、追加してもらおう。

部長 (24)項目目の位置づけは別にして、障害児保育だが、私どもとしては原案どおりと思っている。理由については、先ほどやりとりがあった。保育内容の質の問題だろうと考えている。実際既存施設における実態としての調査なので、先ほど出たように実態のないものを外すことは、酷過ぎるかという面もあるので、ぜひこれについては汲み取りいただきたい。

司会 では、別立てにしていくということか。(24)を別立てにしたときに、ここに保護者側が障害児保育は適切に行われているかという項目を加えたいという意思というのは、どう汲み取られていくのか。

部長 (24)の項目というのは既存施設、つまり応募してきた事業者が実際に運営している園の視察調査、実地調査をする際の評価になるわけだ。したがって、その園がどういう具体的な事業展開をしているかということについて、あらかじめこちらから評価項目を固めて、これについてやっているかということ聞いていくわけではないから、我々としてはある程度細かい部分は細かい部分としてチェックをして、そしてそれをくくった形でここにある8項目に収れんさせていくという評価方法をまとめた。先ほどから皆さんからも要請があったので、この(24)(25)については、その前の23番目とは独立させた形での位置づけとさせていただくということが、まず前提にある。障害児保育について非常に重要だということは、もう再三再四皆様から聞いているので、十分我々としては認識しているから、当然障害児保育をしている場合、その方法、実際どうなのかということについては、細かいチェックリストの中で見ていく、こういう形になるだろうと思っている。

司会 その場合、実際に障害児保育していないところは、どういう評価になるのか。

部長 障害児保育をしていないからといって、ゼロをつけるわけには当然いかない。まず、障害児保育に対する考え方を当然事業者としてあるだろうから、考え方を聞く。それも1つの実地調査になろうかと思う。ただ、障害児保育が全体の中で必ずしも、今すべてでされているわけではないから、これはしていなければだめだということではない。これからするにはやはり当然光八の水準は維持していただく、プロポーザル募集要領のハードルは越えていただく、これは当然だ。しかし、今現在運営し

ている園の状態を見て評価するとき、今、していないからといって、マイナス点をつけることについては、この評価のありようとしては違うだろうということだ。

司会 今の説明でいいか。

保護者 確かに考え方というものもあると思うし、これで決まるということはないとは思いますが、障害児保育を経験している園と、経験していない園では考え方は別として、評価の時点ではその部分に関してだけいうと、障害児保育の経験がある園の方が高くつくということはあるか。

部長 きょう皆様の障害児保育に対する思いの強さみたいなものは、改めて思ったので、当然そこでチェックリストをどうつくり上げるかということにもかかってくる問題だと思う。今現在、チェックリストの中では、保育、障害児へのかかわり方、これが適切かどうかという1項目だけだと思うので、これについては少し膨らました形にしていくとすると、当然トータルとしての総合点にどう反映されるかということについては、それはふたを乗せれば乗せるほど影響が大きいと、一般的には当然そういう形になるかと思っている。したがって、やっていない園だからといって、マイナス点ということではなくて、その園としての考え方を聞く項目もつけ加えた方がいいという思いは持った。

保護者 項目としては(24)は現行のまま、あとは取り扱い部分で、また実地調査の段階で障害児保育については、きちんと扱うこと、そこを約束していただくことで、(24)については現行のままがいい。

保護者 こちらの意思としては、障害児保育の担任経験のある人を少なくとも3人配置してほしい。プロポーザルに入れたその意思がほとんどすべてみたいなものだ。それを確実に現在の事業者はやっていなければならぬから、さらにそれを最低基準にしたいということである。

司会 だいたいこれで基準表の話は終わった。では、次は、選定委員の推薦の話だ。

保護者 選定委員の推薦については、この会が終わったら推薦状をお渡しする。

司会 名前を伏せないでだめだから、ここではできない。では、推薦して調整していただく。きょうの合意事項について確認する。合意事項を板書で、ピックアップしていったほしい。

保護者 こちらの認識している合意事項を順番に触れさせていただく。まず、第1回目の議題、前回合意事項の確認ということで、 について、審査方法・審査基準については、審査基準表の結果だけによらず、実地調査の評価ポイント、園長候補者のヒアリングを含めていく。

続いてスケジュールについてだが、まずプレゼンテーションについては、社名の表示は区の判断に任せる。プレゼンテーションの現場で保護者の質疑は想定していない。傍聴対象者については、先ほどの区の選定委員会ということで、光八の保護者のみ、基本的に非公開な内容だということに理解をした。

司会 それは合意事項か。とにかく合意に絞りたい。

保護者 選定委員の権限として、予備日等の設定も選定委員会の中で決めていくこと。

司会 あと、基準表。

保護者 全体の大きな枠組みについて、(22)は最低基準とすることで、選定基準表が

らは外す。(21)については基本的に入れるが、審査に入る前に有識者に確認する。その他、最低基準として、区側の案に追加して(4)(5)(6)(11)(16)についても、2点であれば落とすということで追加する。

先ほど合意した最低基準の項目すべては、2倍ということで、加重をする。加重の方法については、10、8、6、2、1という配分でいく。

追加項目については、(6)について障害者保育に関するサポートが適切か、という項目を追加。食育、食材については、給食等、衛生管理は適切かというところを修正して、この内容を織り込む。(17)、職員間、職種間の連携について配慮されているか。これも追加する。

保護者 (4)のところは、こういう視点を入れてほしいということで、項目としては1項目で、評価の視点が2つということだ。

部長 (17)は職員間、職種間の連携について配慮されているか、というところは視点ということでいいか。

保護者 内容がこういうことであるということだ。

司会 あとは(24)と(25)の取り扱いは、この審査基準表から独立させて、別立てにしていく。その技術的な問題について早々に考えてもらい、提示していただくということである。

部長 連休前までに、きょう合意した内容を加えた審査基準表を改めて作成し、送るということではいいか。

保護者 あと(24)、(25)を取り外して、その比率をつくる。つまり5:5ではない。

課長 4:6だよということか。

保護者 そうだ。

司会 それについては、区から再提案してもらい、調整で済めば調整だし、改めてそのために協議会を立ち上げなければいけないとしたら行うということ判断させていただくということではいいか。以上できょうの合意事項は確認できた。

きょう積み残したという形なのは、そのシステムの問題を踏まえた上で、どれだけ反映できるかということだ。では、次回の課題だ。

保護者 選定基準表をもらえるということなので、これにかかる選定基準の視点という資料も多分変わってくると思うので、これも含めて提示してほしい。

もう1点、検討してほしいが、一応、三本立てで考えるということで、選定基準表、実地評価ポイントのチェックリスト、園長のヒアリング、というところで、ヒアリングシートみたいなものはなくていいのか。そこは重要だという認識はお互いに持ちつつ、何も考えていないという感じなので、これをどうするのかということ、検討いただきたい。

司会 園長のヒアリングシートというのは、まだ時間的に余裕あるので、今の提案についてはお願いしたい。では、視点の資料についても変更を反映した形で、再提出してほしい。次回の協議会だが、何か課題はあるか。

保護者 1つ提案する。以前、プロポーザル開始してから、事業者の色々な問題発生に関して、覚書を取り交わすという話をしたと思うが、覚書を交わすことは、区側も了

承したと認識している。その覚書について検討したい。

司会 それをどのタイミングですか。

保護者 次回に覚書のことを協議したい。

司会 そういう提案だが、区はいかがか。その次回というのは、いつ行うのか。覚書についていつまでにやりたいという考えか。

保護者 次回にたたき台はほしい。

司会 いつまでに覚書を交わせば、覚書としての意味があるかということイメージとして出してほしい。区側としてはどうか。部長の覚書のようなものを交わすという認識があったという発言があったと思うが、それは部長のイメージの中で、どのタイミングなのか。

部長 皆さんのいう覚書の内容が、まだ細かく聞いていないから、私どもの覚書というのは、これまでの協議会で協議をしてきた内容について、とりわけ約束した部分、あるいは直接合意には至らないが、その趣旨をどう生かしていくかということに関する当然約束事、それらについての話を、取り決めておいたほうがいいのではないかと、という趣旨で発言した。皆様から聞いたところによると、むしろリスクではない、要するに履行保障の部分を事業者に対しては当然求めるが、区に対しても保護者としては、ぜひそれについては何らかの確認をしたいという趣旨だということがあったので、そういう準備をするし、区の思っている思いと全くかけ離れていたら、原案を出しても何の意味もないという話になってしまう。そのすり合わせが先にあっていいかと思ったが、次回にその取り決めがほしいということであれば、趣旨だけは話していただいたほうが、我々としても作りやすいと思う。

保護者 まさにそのとおり、プロポーザルの募集要領とかで高いハードルを我々設けたが、実際にこの後、仮に事業者が決定したと仮定した場合に、その条項を守っていただけるのか。守らない場合にどうするのかという対応を。それから実際に運営が始まって、運営までにとりあえずそろえたけど、運営前にどんどん職員が抜けていくとか、要するに我々が今合意してつくった基準を選ばれた事業者が守らなかった場合にどうするのか。それは時期によっていろいろあると思う。委託開始前、委託したということは条件を呑むということだが、その条件を委託までにそろえられなかった場合どうするか。実際に委託が始まってからは、その条件を守らなかった場合にどうするか。そういった想定がいろいろあると思う。だから、その部分を時系列で分けながら、どういう対応をして、このときにはこういう罰則を出す、それが事業者の対応なども含めてと、いろんなことを想定されると思うので、あらゆることを想定した上で、時系列順に並べて対応を考えていただければありがたい。

司会 ということは、タイミングとして伺っていると、保護者側の覚書のタイミングというのは、区と事業者の本契約前ということだ。契約の前には覚書を交わしたい。部長が最初に言っていたのは、この協議会が、ある意味で解散する直前にこの協議会のやっていたことを確認し合っておくというイメージか。

部長 私のイメージはもういい。結果的には同じだ。

保護者 その後は、委託後は運営委員会という形で、この会は引き継がれていく。

司会 では、契約の前には覚書を交わしたい。契約はいつぐらいか。

双方 6月の後半くらいだ。

司会 何が聞きたかったかという、次回の協議会は、いつなのか。

保護者 区のほうでは、14日かなということを出してきている、我々もそれについて異論はない。

司会 では、次回は14日でいいということか。

課長 すまない。区の事業で、14日にこどもまつりがある。時間的にはこどもまつりがあるから、朝から行って、午後4時ぐらいからだったらできるが、提案しておいて申しわけない。

部長 15日の日曜日では無理か。

司会 では、日程は14日か15日で、調整してほしい。今、決めなくていいが、今度提出してもらおう書類、何か問題があったような場合には、臨時で開くことになるので、それはよろしく願います。次回は5月14日か15日で、保護者と区で調整する。そのときに、保護者側から覚書の原案みたいなものを提出する。こういうところの覚書を取りたいということを出してくれるということか、保護者側から。

部長 区が出すのではないか。

司会 では、区で出してもらおう。

保護者 いや、出そうと思えばあるという話だ。

司会 今度は正規の開催になるので、運営要綱に沿って期日を守ってほしい。そうしないと資料として有効にならないので、よろしく願います。以上できょうの協議会を終了ということで、双方よろしいか。(了解)

では、以上をもって、きょうの協議会を終了とさせていただきます。